

Title	銀行は特別な存在か? : 決済サービスとの関連において
Author(s)	戸井, 佳奈子
Citation	国際公共政策研究. 2000, 5(1), p. 169-194
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/10926">https://hdl.handle.net/11094/10926</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

銀行は特別な存在か？\*  
—決済サービスとの関連において—

Are Banks Special Institutions?:  
The Relevance between Payment & Settlement Services

戸井 佳奈子\*\*

Kanako TOI\*\*

Abstract

Banks have been considered as special institutions. This paper defines the basic function of banks, what made banks special institutions, and the problems of bank payment & settlement services. Furthermore, this paper examines alternative payment & settlement services from a viewpoint of ensuring the safety of the payment & settlement system and the implications for the regulatory framework of the banks. There are alternative payment & settlement services to those provided by the banks. These services are more effective than those of banks.

キーワード：決済サービス、複数システム

Keywords: Payment & Settlement Services, A Number of Systems for Settlement & Payment Services

---

\* 本稿は、1999年12月10日に開催されたファイナンスフォーラムへの報告論文に当日の議論を踏まえ、修正を加えたものである。本稿の作成に当たって、フォーラムの参加者、とりわけ横浜市立大学松浦教授よりご指導をいただいた。また、国際公共政策研究科高阪教授からもご指導をいただいた。なお、本稿の内容および意見は筆者個人に属するものである。

\*\*安田女子短期大学 講師

## 1. 特別な存在としての銀行

預金サービスを提供し、資金供給を行い、金銭債権債務関係を完了させる決済サービスを行ってきた銀行は、不可侵の聖域のようなものとされ、事業会社にはない特別な保護と規制が加えられてきた。特に戦後日本では「護送船団行政」という言葉に象徴されるように大蔵・日銀の保護政策の下に銀行の不倒神話が語られてきた。しかし厳しい参入規制と既存業態間の利害調整の中でしか進められなかった技術革新は、日本の銀行の効率性と安定性に大きな危惧を生んだ<sup>1)</sup>。実際にも90年代における日本の大手金融機関などの相次ぐ破綻とそれに伴う膨大な社会的負担（公的資金、税金の投入）は、銀行の機能と金融システムのあり方に改めて関心を引き起こした。

銀行を特別視し保護規制を加えてきた根拠は決済システムの維持と小口預金者の保護にあるとされてきた（池尾 [1990]、ドゥワトリポン、ティロール [1996] 参照）。本稿では決済システムの維持と小口預金者保護の関係を分析し、併せて現行の決済システムが内包する崩壊の根拠を解明することで「銀行以外のもの」が決済機能を担いようかどうかを考察する。仮に銀行以外のものが決済サービスを提供する場合、それらは従来の銀行と同様な特別扱いを行うべきなのであろうか。それとも複数の存在によりサービスが供給されるならば、一方が行き詰まっても他方により供給されるために社会的な安全性は高まるので、従来と同じような特別の扱いは不要なのであろうか。この考察が本稿の第一の目的である。

社会的に不可欠と考えられる機能を維持することと、それを現に担っている組織、制度を守ることは同義語ではない。生産技術が変わり、需要も変化すれば、ある財を供給できる主体も変更するし、従来のサービスに取って代わる新しいサービスも登場するからである。新しいサービスがより効率的、安全に機能を果たしうるならば、従来のサービスにとって替わり、従来の組織、制度をオーバーライドすることで社会的厚生を高めるであろう。

このことは金融分野といえども例外ではない。近年の金融技術、情報通信技術の革新は、資金運用サービス、資金供給サービス、さらには決済サービスに大きな変革を生んでいる。またインターネット取引などの新しい需要も生んでいる。新しいサービスの提供、新しい需要の登場は、当然ながら新しいシステムを必要とする。そのとき守るに値する金融システムの機能とは何なのであろうか、それを十分に果たすためにはどのような要件が満たされればよいのであろうか。この考察が本稿の第二の目的である。

以下本論文の構成を述べる。II節では何が銀行を特別なものと考えさせたのかを考察する。III節で銀行による決済サービスの性質を整理・確認する。IV節で銀行による決済サービスの

1) 蠟山 [1986]、松浦 [1994] 参照。

提供について考察を進め、V節では決済システムの安全性確保のあり方について述べる。VI節では本論文のまとめとして決済システムの安全性と銀行以外のものの役割について述べるとともに残された課題について触れる。

## II. 何が銀行を特別なものと考えさせたのか

規制で守られ規制で特別視されてきた銀行であるが、規制の根幹をなす法律で銀行がどのように規定され他の金融機関等とどのように区別されたのかをみってみる。その際銀行の果たしている社会的役割の一部と共通するサービスを提供している機関と比較することで、現代社会における銀行機能の本質、あるいは銀行を特別なものとする要因とは何かを考察することにした。

### (1) 法律上の銀行の定義

#### (狭義銀行法によるアプローチ)

法的に銀行とは何かを考える際、狭義銀行法（昭和56年法律第59号）で定義されている銀行のみを銀行であるとするものと、預金保険法（昭和46年法律第34号）等を含めた広義の金融関係法で銀行とされるものを銀行とする見方に分かれる。

たとえば前者の立場からは、「銀行法」で、「預金または定期積金の受け入れと資金の貸付けまたは手形の割引とを合わせ行うこと」、「為替取引を行う」ことのいずれかの営業が『銀行業』であり（同法第2条第2項）、こうした銀行業を金融再生委員会の免許を受けて営む株式会社が「銀行」である（第4条第1項）とされる。従ってこれに該当するもののみを銀行とするのである<sup>2)</sup>。これから狭義銀行法では、金融仲介（預貸）または為替のいずれかのみでも銀行と認められることになる<sup>3)</sup>。

#### (広義の金融関係法によるアプローチ)

わが国では、図表1に示すように、1999年半ばにおいて、銀行という名称を使っている金融機関は175行ある。しかし、その中には、銀行という名称がついていても、特別法に基づき設立された政府系金融機関の日本政策投資銀行<sup>4)</sup>などのように、為替業務に必要な決済性の預金を発行するという機能をもっていない金融機関も含まれている。一方で、銀行という名称を使っていないが「協同組合による金融事業に関する法律」等に基づく信用金庫、信用組

2) 銀行法第2条第1項により、出資法の制約（預り金の禁止、同法第2条）を免れるというメリットができる。

3) アメリカでも銀行持ち株式会社において要求払い預金の受入れと商業貸付を合わせて行うものを銀行と定義している。これも預貸、為替業務を行うもので監督当局から免許を受けたものを銀行とするものである。

4) 1999年10月、日本開発銀行と北海道東北開発公庫が廃止され、日本政策投資銀行が設立された。



図表1 民間金融機関・店舗数(1999年10月現在、1997年度)

	金融機関数(97年度)同(99年10月現在)		支店数	(単位:億円)		
				預金	決済性預金	貸出金
国内銀行: Domestically Licensed Banks	175	170	14,884	4,816,539	1,131,891	95,782
都市銀行: City Banks	10	9	2,948	2,164,143	551,613	27,171
地方銀行: Regional Banks	64	64	7,090	1,712,599	433,703	51,726
地方銀行II: Regional Banks II	65	60	4,421	610,939	113,159	536,600
信託銀行: Trust Banks	33	34	358	211,596	19,992	7,126
長期信託銀行: Long-term Credit Banks	3	3	67	97,260	13,419	3,412
在日外国銀行: Foreign Banks in Japan	93	87	145	89,885	n.a.	86,215
全国信用金庫連合会: The Zenshinren Bank	1	1	n.a.	122,488	1,059	43,050
信用金庫: Shinkin Banks	410	395	7,990	1,006,113	173,395	77,479
商工組合中央金庫: Shoko Chukin Bank	1	1	93	22,258	5,951	113,985
全国協同信用組合連合会: The Shinkumi Federation Bank	1	1	n.a.	30,802	467	20,543
信用組合: Credit Cooperatives	362	318	2,435	218,009	26,257	170,759
労働金庫連合会: National Federation of Labor Credit Associations	1	1	n.a.	25,775	-	1,673
労働金庫: Labor Credit Associations	47	47	617	105,586	15,725	64,810
農林中央金庫: Norinchukin Bank	1	1	30	288,874	9,553	162,116
信用農業協同連合会: Credit Feds. of Agricultural Cooperatives	47	47	80	480,379	n.a.	62,977
農業協同組合: Agricultural Cooperatives	2,200	1,588	12,804	696,191	131,072	211,015
信用漁業協同組合連合会: Credit Federations of Fishery Cooperatives	35	35	n.a.	22,467	n.a.	8,222
漁業協同組合: Fishery Cooperatives	1,248	950	n.a.	18,023	17,283	7,500
生命保険会社: Life Companies	44	46	n.a.	21,745,341	-	652,954
損害保険会社: Non-life insurance Companies	33	34	n.a.	21,745,341	-	65,586
証券市場関連金融機関: Securities finance institutions			414			
政府関係機関等: Government related organizations			12			
政府: Governments			3			

(注) 支店数、保険会社、在日外国銀行、漁業協同組合のデータは1996年末のものである。

保険会社の場合は、預金額の代わりに契約高、貸出額の代わりに貸付金。

なお、その金額は、生命保険会社と損害保険会社とを合わせた金額である。

(資料) 日本銀行『経済統計年報』、『日本銀行調査月報』, 1999.10.

合、農業協同組合、労働金庫等のように、預貸業務と決済性預金を提供し為替業務を行っている金融機関が約3400行存在している。その決済性預金は信金で約17兆3千億円、農協で約13兆1千億円に上り第二地銀を上回っている。

このように銀行という名称を有しなくとも金融仲介と決済サービスという二つの機能を併せ果たしている金融機関は多い。この二つの機能に注目する立場からは、銀行法によらない信用組合、信用金庫等も銀行と同様の扱いを受けることになる(例えば「金融機関等の更生手続きの特例等に関する法律」第2条第2項、「預金保険法」第2条第1項)<sup>5)</sup>。

## (2) 銀行が特別とされる根拠

(規制により生み出された特別視)

金融資産運用サービス(預金はその一部である)を営むもの、あるいは資金供給サービス(貸出はその一部である)を行うもの、あるいは決済サービス(為替業務は、重要であるが決済サービスを全て包含するものではない)を行うものは現に銀行以外にも存在する。たとえば金融資産運用サービスでは生命保険・年金等がある。また資金供給サービスとしては証券市場を利用したもの、ノンバンクによる貸出がある。決済に関してはクレジット会社によ

5) 預貸と決済サービスを併せ行うが、預金保険法等の対象となっていないものに農協、漁協がある。農漁協に関しては、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第143号)で対象となる(同法第2条1項3、4号)他、農林水産協同組合貯金保険法(昭和48年)等によっている。この違いは農漁協の所管が農林水産省であるという、規制主体の違いによるものである。縦割り行政、業界保護の典型的な例であり、信組等と本質的な差はない。

る支払サービスが行われている。クレジット会社や生保、証券会社、あるいはノンバンクが占める比重は決して少なくはない。

そうであるならば、これらのクレジット会社や生命保険・年金あるいは証券会社は、サービスに注目した上で「銀行」に含まれるのか、あるいは広義の「銀行」とサービスが共通する範囲においては同様の条件の下に扱うのかといったことが問題になってくる。このことは銀行、信金、信組、生保、証券会社、ノンバンクが実際に破綻する中で無視できない課題となっている。端的には銀行、信金、信組の預金者は全額保護されたが、日産生命、東邦生命の契約者は保険金額の一部がカットされた。本来預金保険の対象ではなかった日長銀や日債銀の金融債の保有者も全額保護された。新潟中央銀行の決済不能金額は日銀により立て替えられたが、三洋証券に対するコール資金は焦げ付いた。この差は金融機能のどこに違いがあると判断されたからであろうか。

生保規制の根拠はその商品の複雑さと財務分析の困難さからくる生保企業と契約者の情報の非対称性に基づく契約者保護である。その点で銀行規制が小口預金者保護に根拠を持つことと何ら差はない。生保会社の経営分析は第三者にとり銀行の経営分析よりも困難であること、生保が老後生活や死亡保障に使われるものであることを考えると、生保契約者の保護の必要性は銀行預金者に対する保護よりも重要であったと考えることもできる。決済システムが最も危機に見舞われるのはインターバンク市場参加者が不履行に陥り、その不履行が瞬時に伝搬するときである。その意味で三洋証券のデフォルトはインターバンクに参加していなかった東京協和等の信組の破綻よりも決済システムに与える影響は大きかったはずである。

他方でペイオフとの関係で決済性預金の全額保護が議論されている。大口預金者は銀行経営に対する監視のインセンティブを持つ<sup>6)</sup>。大口の決済預金者は大企業であり、いわば金融取引のプロである。そこで情報の非対称性は保護の理由とはならない。

このように考えてくると、銀行とは何かを考える際に政府当局や与党が重要と考えていることは、情報の非対称性に基づく預金者保護ではなく、また決済システムの安全性それ単独でもなく、決済サービスの提供と金融仲介を併せ営む「銀行」の保護自体であることが分かる。

#### (決済サービスの分離可能性)

それでは決済サービスとは何であろうか。これについて若干説明を加えたい。

決済とは社会的に承認された資産を引き渡すことで金銭債権債務関係を終了させる (finality) ことである。端的な例は、日々の売買で債務額に相当する現金を渡し、債権債務関係を終了させるものである。しかし、高度な経済活動を行うためには、現金の受け渡しだけでは

6) Cargill [1989] 参照。

不十分である。現金に相当する、すなわち、その資産の受け渡しが現金の提供と同等のものと承認された資産によって行われることが必要となる。今日ではその代表的なものは銀行預金の提供である。銀行は、①金銭債務関係を処理するための情報を伝達・処理し（以下「支払方法手段」という）、②決済性預金の提供により金銭債権債務関係を完了させる（以下「支払決済手段」という）、という一貫した決済サービスの提供を法的に認められた唯一の金融機関である。一貫した決済サービスの提供が規制により禁じられている生保や証券会社、クレジット会社はこの点で銀行と異なる扱いを受けた。

一貫した決済サービスと預貸業務が併せ行われることを政府当局と与党が銀行の本質的機能と考え、それが後述する取り付け、あるいは取り付け騒ぎ（システムック・リスク）が民間銀行部門には内在するという不可避的にリスクを伴うので<sup>7)</sup>、その負の外部効果の顕在化に対する危惧が銀行に対し特別な保護と規制と救済措置を加えることになった。

しかしそうであるならば、①預貸業務と決済サービスを切り離すことで、より安全に決済サービスを提供することはできないのか（銀行法はいずれか一方で銀行と認めている）、②決済サービスに関し、支払方法手段の提供と支払決済手段の提供を分離することで、決済サービスの効率化・安全化が図れないのか（取引関係の情報の処理・伝達はありとあらゆる分野で行われている）、③そもそも銀行以外に決済サービスを安全、効率的に行えるものはいないのか、ということが問われることになる。

#### （決済システムとネットワークの問題）

決済サービスは多数の銀行間で行われるので、その大量の債権債務関係を円滑かつ効率的に完了させることが必要である。銀行は、顧客間の債権債務関係を銀行間の債権債務関係に置き換えたうえで、それを一定期間集積し、その期間分のネットの値だけを現金通貨と同等な価値をもつ中央銀行の預け金の振替によって決済している。また、銀行には、債権債務関係を完了させるための情報伝達・処理を実行するために、本店と支店を結ぶ事務処理用のネットワークシステム、銀行間をつなぐネットワークシステムが相互に有機的かつ組織的に形成されている。これが支払決済手段としての預金（貨幣）の役割を高めている。実際、全国規模のネットワークが存在する以前は、決済は現金通貨による相対決済と郵送による為替のみであり、銀行預金は貯蓄手段（価値保蔵）としてしか機能していなかった。銀行間のネットワーク化が進むことによって、預金口座間の振替が可能になり、銀行預金は決済手段として機能し得るものとなったのである（関口 [1991]、池尾 [1991]）。

この高度化した決済システムでは、決済が完了するまでの間に銀行間で時間的ラグにより信用の供与が発生する。それがシステムック・リスクの大きな要因である。ネットワーク化

7) Sun spot 均衡について Diamond and Dyving [1983] 参照。

が進み多額の資金が瞬時に移動する状態の下では、一の銀行債務不履行の影響が直ちに他の参加者全員に広がる可能性を孕んでいるのみならず、システムをも崩壊させてしまう危険性がある。さらにその際の社会的損失は測り知れないものとなると考えられることから、銀行間取引に中央銀行が介入することが正当化されている。

そうであるならば、この決済システムに関しても、④時間的ラグを無くすことができないのか、⑤銀行間の信用を伴わないクローズした決済システムが考えられないのか、ということが課題となる。

### III. 銀行による決済サービスの性質

決済サービスに関し銀行を特別なものとする根拠は、一行に対する取り付けとそれが複数行に伝播する取り付け騒ぎやシステムミック・リスクである<sup>8)</sup>。この点は、後述する決済における支払決済手段と支払方法手段のあり方に関連する。

債権債務の関係を法的に消滅させる支払決済手段は、具体的には現金、預金等である<sup>9)</sup>。債権債務を消滅させるために情報を伝達・処理して現金、預金等の支払決済手段に変換させる支払方法手段としては、銀行の預金振替、小切手がある。たとえば支払を指図する小切手は、手形交換所で交換され、債権債務者間の預金が振り替えられることで債権債務を消滅させる。預金振替は債務者が債権者の預金口座に預金振替を依頼し、債権者の預金口座に入金され預金となることで同様の役割を果たす。いずれも債務者から債権者への、預金の移転という形で債権債務関係は清算が行われる。すなわち、現段階では決済は銀行における決済性預金の存在が前提となっているのである。

以下では、まず、決済システムの安全性確保のうえで問題となる、取り付けと取り付け騒ぎやシステムミック・リスクについて整理・確認することにした。

#### (1) 預金の払い戻し

銀行には大口、小口の債権者（預金者）が数多くいる。預金の払い戻しは確率事象であるが、銀行はその確率を予測できるというのが、銀行業務の前提となっている。従って銀行は払い戻しのために一部準備を積みよいと考えられている。またそこから信用を供与することが可能になる。一部準備の性格から銀行の資産の健全性に問題がないにも関わらず、何らかの理由により予想を超える払い戻しが起きると、預金の払い戻しが行えなくなる。

他方、小口預金者にとり、金融機関の経営状態を調査・確認することは高い費用を要する。

8) 取り付けについては、池尾 [1996] を参照している。

9) 預金や郵便為替に関しては大審院大正9年2月28日、大正15年9月30日判決参照。

そのような個々の預金者にとって、金融機関の信頼に疑問をもった場合、費用をかけて金融機関の経営状態等の情報を収集・分析するよりも、払い戻し請求という正当な権利を行使するほうが合理的な行動となる。このように小口預金者には、情報の非対称性やサーチ・コストの問題があるために、何らかの危惧を銀行に抱く場合、常に預金を引き出す誘因がある。

公的当局が情報劣位者である預金者に代わって銀行の経営状態等をモニターするというのが規制の一つの根拠とされてきた。公的当局のモニタリング能力に信頼があり、公的当局と国民の間にエイジェンシー問題が少なければ、銀行資産の劣化がない限り、小口預金者は預金を引き出すことは無い。

#### (取り付け)

部分準備で運営されている金融機関にとっては、預金者が一斉に預金の払い戻しを請求するような事態が起きた場合には、支払い能力に問題のない金融機関であっても一時的な流動性不足に陥り、資金繰りがつかない場合には支払い不能状態に追い込まれるという状況が生じる。そのため、このような状況下では、預金の払い戻しを請求しなかった預金者までもが支払い不能を予期して、預金の払い戻しを請求するようになり、実際に取り付けが発生する可能性が、理論的にはある。

これは預金の払い戻しが時間優先（先着順）に行われるという前提に関連する。先着順に払い戻しが行われるということは、銀行預金は銀行の全資産に対する請求権であり、投資信託のように資産と受益証券とが1対1で結びついているものではないことによるものである。

#### (取り付け騒ぎ)

一金融機関の破綻から、預金者が他の金融機関も同様に悪化していると予想することにより、預金の引き出しに走り、多数の金融機関までもが経営破綻に追い込まれる可能性がある（取り付け騒ぎ）。あるいは破綻していた金融機関にインターバンク市場で与信を与えていたり、決済システムの中で貸し越しを行っていることで、他の金融機関に破綻が連鎖することもある（システムック・リスク）。

そうならば金融サービスの安定的供給に支障をきたすことになるため、中央銀行の最後の貸し手機能・預金保険制度等のセイフティネットが用意されている<sup>10)</sup>。一時的な流動性不足であれば中央銀行の貸出が預金の引き出しに対応するので、このリスクの顕在化を防止するだろう。

預金保険の本来の意味は、情報の非対称性やサーチ・コスト、取引費用から銀行に対するモニタリングのインセンティブが無い少額預金者を、監督当局の監視でも銀行の破綻を防げ

10) 新潟中央銀行の決済不能に関する日銀の立て替え払い（その後日銀特融に振替）は、この例である。

なかった場合に、保護することにある。同時に預金保険は、少額預金を保護することで、少額預金者が取り付けに走ることを防止する事を目的とした(日本銀行金融研究所[1986])<sup>11)</sup>。

ただし情報の非対称性に基づく小口預金者の行動を、取り付けや取り付け騒ぎとの関連で重視することは必ずしも適当ではない。なぜならば実際の経験が示すところによれば、銀行経営のモニタリングにインセンティブをもち費用も負担できる大口預金者による預金引き出しやインターバンク市場での資金の引き上げが、銀行を流動性不足に陥らせ破綻に導くからである(北海道拓殖銀行等)。むしろ情報に疎い小口預金者の引き出しはその後が続いたのである。さらに決済性預金の全額保護という与党の議論は、小口預金者の保護が主たる政策目的ではないことを明示している。

銀行の経営破綻が相次ぎ、その経緯が明らかになる中で公的当局に対する信認が揺らいでいる状況下では、いかに公的当局が預金を保証することを公約しても、銀行以外の安全と思われる資産運用サービス、決済サービスの提供者のもとに、自分の保有する支払決済手段である預金を、ネットワークを利用して移すという形での「システミック・リスク」が顕現化する可能性がある。

#### IV. 銀行による決済サービスの提供

本節では、まず銀行による決済サービスの提供について整理する。次に、決済サービスの利用の状況を確認したうえで、銀行による決済サービスの問題点を考えてみたい。

##### (1) 支払決済手段としての現金の提供

支払決済手段としての現金についてみてみることにする。現金の代表である中央銀行が発行する貨幣(銀行券)は全ての取引に無制限に通用する効力(強制通用力)が付与されており(日本銀行法第46条2項および通貨の単位及び貨幣の発行に関する法律第7条)、一般的受領性を持つ。言い換えれば現金は、あらゆる経済取引において交換可能性を持つものである<sup>12)</sup>。この現金も預金と密接に関連する。現金により債権債務関係の完了を行おうとする場合、その現金は通常銀行から引き出されるからである。

このように銀行が、支払決済手段を提供できるのは、銀行は預金者が要求すればいつでもすぐに事前に決められた価値(名目価値)で現金を支払ってくれるという銀行に対する信認と、銀行が支払う現金の一般受領性、交換可能性にある。銀行は預金という形で現金と同等

11) わが国のように預金を全額保護するのであれば、預金は100%安全資産となるので、定義により取り付けは起きない。ただしそれが銀行経営者、預金者双方にモラルハザードをもたらすことは繰り返しまられた事実である。

12) 価値保蔵手段、交換手段としての貨幣の機能が、一般的受領性にあることは歴史的にみても藩札等の流通実態からうかがうことができる(松垣[1988]、鹿野[1996]参照)。

の価値を保蔵するので、預金もまた一般的受領性を得ることになる。その意味で預金は現金に代替するものである。

## (2) 支払方法手段の提供

### 1. 預金振替機能の提供

現金、預金等へ変換する支払方法手段は、それ無しには債権債務関係を完了させることができないので、そのネットワークが効率的であるかどうか、あるいは法律等で社会的に安全性が保たれているかどうかは社会的にも大きな課題となる。以下では、支払方法手段でも大きな地位を占める振替についてみることにしたい。

#### (国内における銀行振込)

自己の銀行預金を支払先に振り込む場合には、取引先銀行において受取人の名前・口座番号・銀行名を振込依頼書に記入し依頼すれば、銀行は手数料徴収のうえで、支払人の指図通りに振り込みを行う。

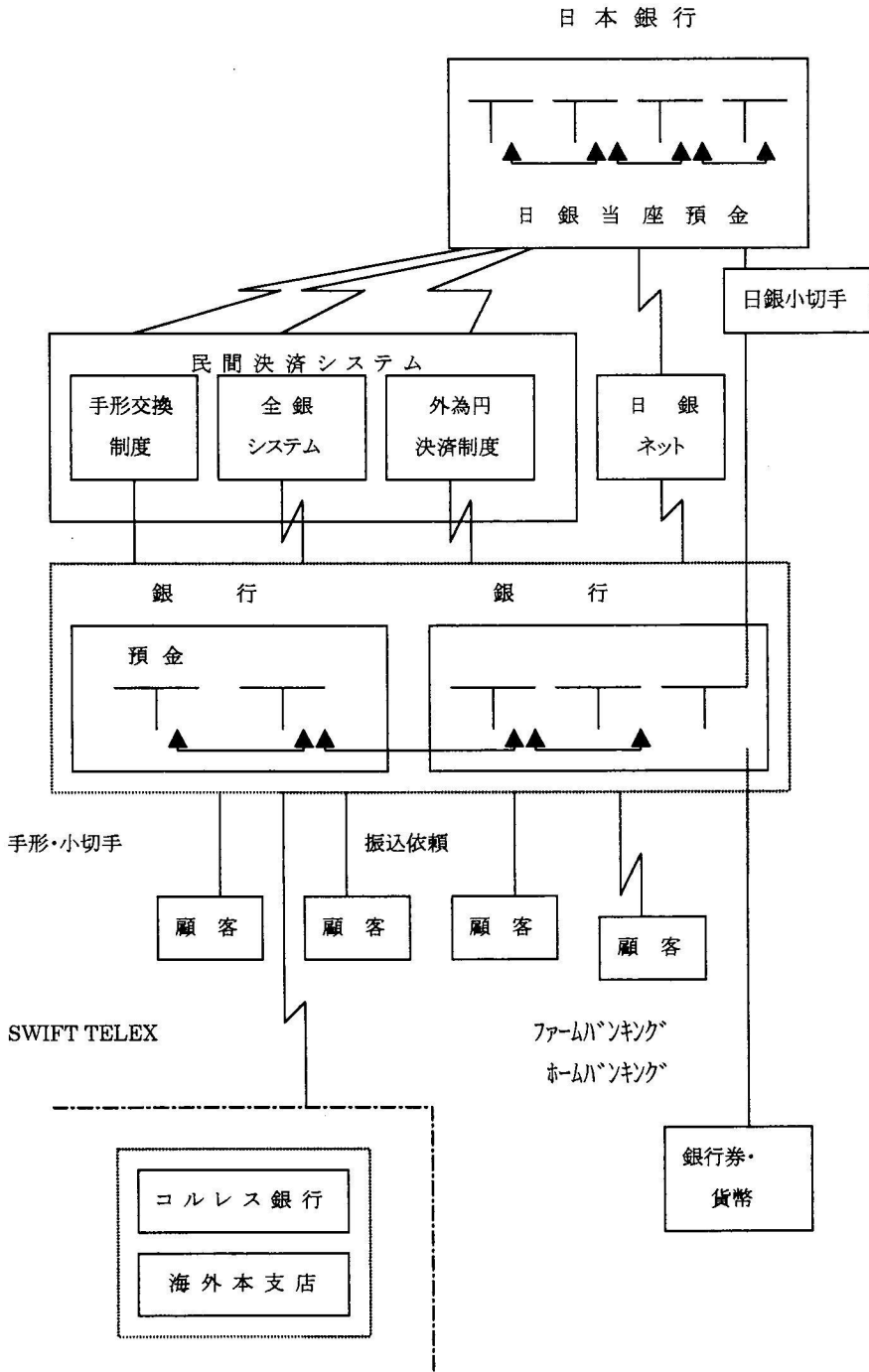
#### (ネット決済の効率性と問題点)

決済システムの安全性、効率性との関係で問題となるのは、銀行間の受け払いが即時で行われるか、時点ネットで行われるかである。銀行は、顧客と顧客の間に発生した多くの債権債務関係を、銀行間の債権債務関係に置き換えたうえで、多数の決済を複数の銀行間で行う。時間的・多角的にプールし、その受け払いをネットアウトしたうえで、ある一定期間分の差額のみを支払を行うのが時点ネット決済である。時点ネット決済であれば、預金者の支払指図の発出時点において支払いのための資金を手当てしておく必要はなく、また、決済に要する資金の額も少なくてすむため、資金の効率性が高く、大口資金決済には便利である。

しかし、支払指図の発出から資金決済までに時間的ラグがあるため、その間未決済残高が累積するというマイナス面がある。特に決済時点において1行でも支払義務を履行できない場合には、その銀行に支払指図を行った参加者の取引を除外してもう一度集中計算・決算をやり直すことになる。そのため、予期せぬ流動性不足に直面する銀行が出てきて、典型的なシステミック・リスクが発生する可能性がある。

具体的には、銀行の当座預金の振替における支払完了性の問題がある。実際の資金の受渡し(セトルメント)は最終的には中央銀行に対する銀行の当座預金で行われる。被仕向銀行が振り込み通知を受信後受取人の預金口座に入金記帳した時に受取人の預金が成立するとともに債務は消滅すると基本的には考えられている。被仕向銀行は仕向銀行からの為替通知を

図表2 わが国の決済機構



(資料) 「システムリスクへの対応」『日本銀行月報』、1990.4.



受け次第、入金しなければならない（内国為替取扱規則第2章9項(2)）。仮に、被仕向銀行が先に支払い、仕向先銀行が破綻した場合には被仕向先銀行に損失が生じる。実際にも、1999年10月1日、新潟中央銀行が債務超過になった際、金融機関同士の債権・債務決済において同行の日銀の当座預金口座が不足し、ネット決済のリスクが顕在化した。このケースでは日銀は98億円の立て替え払いを行ったと報道されている<sup>13)</sup>。日銀の立て替え払いによって短期的な流動性は確保された結果となった。

#### （グロス決済の安全性）

1件ごとに直ちに決済を行う即時グロス決済<sup>14)</sup>では、支払指図を発出時点で支払いのための資金を全額用意しておくことが必要であり、資金の効率性は低い。しかし未決済残高が累積しないことに加えて、ある金融機関が債務不履行となっても、当該債務不履行者と取引のない金融機関は直接的な影響を受けないので、決済システムの安全性確保という点では優れている（日銀月報 [1995]）。

しかしながら、現在の日本の決済システムと他の主要国のシステムとを比較すると、日本では、ネット決済システムの参加者が多く一日平均取引件数は他の国より多い一方、RTGSシステムへの参加は限定されており、その数も多くないこと、また、一日の取引件数、取引量も少ない。グロス決済はほとんど普及していない状況にある。

## 2. 小切手

小切手は、支払人の口座から取引銀行に対し所定の金額を支払先の銀行預金口座に振り替えることを指図する文書である。支払人は小切手に所定の金額を記入して普通郵便で送付すれば、支払いを行うことができる。他方、小切手の受取人は取引先の金融機関に取り立てを依頼する。銀行は個別に取り立てるのはコストが高いため、小切手をその一定地域内に所在する金融機関とともに一定の日・時間に小切手・手形や公社債利札、郵便為替証券等を持ち寄って、それらの証券を多角的に交換する。また同一当事者間での債権債務を差引いたネットの金額は日銀の当座預金を通じて振替決済をすることによって、決済金額や決済件数を大幅に削減している。なお、小切手は不渡りになることがあるが、交換所にルール・罰則を設けることによって<sup>15)</sup>、信用取引きの円滑化および健全性の確保に努めている。

13) 日本経済新聞、1999.10.3.新潟中銀については、早期是正措置が発動以後（99.6）、預金総額の13%にあたる1400億円が流出、10月1日だけで300億円に達したと報道されている。また、日銀は、10月2日、日銀法38条に基づき無担保貸出を4日に実施すること、ならびに、日銀立て替え払い分の回収は日銀特融で振り替えて回収する旨を発表した。

14) グロス決済の例としては、日本銀行による日銀当座預金を通じる決済を通じた付記電文付振替サービスがある。これは、支払銀行が日銀ネットを通じて資金の振替依頼を行う際に依頼顧客名や受取り顧客口座に関する情報も付記したデータを電送し、受信した銀行はこれに基づいて自行内の受取り顧客口座に入金するものである（日銀月報 [1992]、石田 [1992]）。

## (3) 決済サービスの利用の現状

銀行の決済機能の代替（支払方法手段）という点では、わが国でも信販会社、クレジットカード会社等によるチャンネルが広がりつつあるものの、依然として最終的な清算の完了は銀行預金の移転によって行われている。

支払決済手段の提供という点では、わが国では、依然として日銀と各種の民間預金取扱金融機関が一体となった決済機構（図表2）において、最終的な金融機関相互間の貸借尻が日銀における当座預金口座の振替による形で行われている。現在、民間決済システムにおける交換取扱高（図表3）のうち、日銀当座預金で決済されているのは（1営業日平均取扱高：1999年8月現在）、手形交換高18,224億円、全銀システム取扱高14,743億円、外為円決交換高16,195億円である。また、個別・直接決済である日銀当座預金の付記電文振替を見てみると、210件、44,346億円（図表4）となっている<sup>16)</sup>。

また、わが国では図表5に示すように個人小切手が普及しておらず、クレジットカードの清算が銀行口座振替によって行われている現状を考えれば、日本の消費者にとっては銀行口座振替は重要な決済手段であると言える。

図表3 1999.8月における民間決済システム交換・取扱高（片道ベース）

	手形交換高	全銀システム取扱高	外為決済交換高
交換・取扱件数 (1営業日平均:千件)	341	4,251	37
交換・取扱金額 (億円)	30,741	79,199	264,677
1件当たり金額 (千円)	9,007	1,863	7.1(億円)
ピーク交換・取扱金額 (億円)	103,275	336,864	340,046
決済金額(日銀当預) (1営業日平均:億円)	18,224	14,743	16,195
個別行別決済額ピーク			
最大受け額、受超額(億円)	5,060	2,788	4,102
最大払い額、払超額(億円)	6,090	3,218	4,525

(注) 手形交換高は東京手形交換所のみ。

(資料) 日本銀行『日本銀行調査月報』。

15) 不渡りになった場合には、振り出し人の氏名・住所は交換所が公表する不渡り報告に掲載されるほか、不渡り手形を一度振り出した者の手形が同一手形交換所地域内で6カ月以内で再び不渡りとなった場合には、その手形振り出し人に対しては当該手形交換所参加金融機関との間での当座預金取引および貸出し取引が2年間禁止されることとなっている（わが国の金融制度 [1995]）。これが事実上の倒産といわれるものである。

16) SWIFT における日本のシェアは、約3.5%にとどまっている。貿易などの実物取引や最大の債権国であることなどを合わせ考えると、いかにも日本と外国間の資金のやりとりは少ない。これはわが国銀行の決済システムが、外国に比べて相対的に競争力に劣っている可能性があることを示唆するものである。

図表4 日銀当座預金決済(片道ベース、1営業日平均、1999年8月現在)

件数(件)	当預振替等	金額(兆円)	当預振替等	集中決済	手形交換	内国為替決済	外為円決済	金融先物円資金決済	その他
18,719	13,680	125.3	114.7	5.5	2.4	1.5	1.6	0.002	5.2

(注) 1件当たり金額：83.8億円。

## 付記電文付振替

件数(件)	金額(億円)	1件当たり金額
210	44,346	211

(資料) 日本銀行『日本銀行調査月報』、1999.8.

図表5 主要国におけるキャッシュレス決済手段の利用比較

	(取引額シェア, %)				
	小切手	クレジット・デビットカード	ダイレクトデビットカード	ペーパーベースクレジット・トランスファー	バーレスクレジット・トランスファー
日本	9.7	20.0	-	35.3	35.0
アメリカ	73.2	23.0	1.3	-	2.5
イギリス	30.5	31.1	18.7	5.0	14.7
ドイツ	5.7	4.1	42.0	4.8	43.4
フランス	41.7	19.5	12.1	0.1	15.6
カナダ	36.1	28.6	6.7	-	8.4

(資料) BIS, Statistics on Payment System in the G10, December 1998.

図表6 現金通貨利用度に関する国際比較(1997年)

	現金通貨/民間最終消費支出(%)	CD・ATM設置台数(対百万人)	CD・ATMによる平均取引額(USD)
日本	17.2	1,115	288.8
アメリカ	8.0	616	68.3
イギリス	4.6	393	84.5
ドイツ	11.8	504	179.0
フランス	5.4 (1996年)	461	68.0 (1996年)
カナダ	6.0	645	50.4

(資料) 日本銀行『国際比較統計』、1998年および BIS, Statistics on Payment in the G10, December 1998.

## (4) なぜ現金の利用が高いのか

図表6に示すように、わが国の現金利用度は他国と比較して極めて高い。アメリカと比べると、わが国の民間最終消費に対する現金通貨利用度は2倍以上である。これは、わが国の治安が安定していることにも関係するが、小切手・振替制度の普及が米国に比べ遅れていることにある。預金の振替・移転により支払いを有効に完了するには、その手数料はかなり高い(振込手数料は他行宛文書扱い630円、3万円以上)。これは少額取引では禁止的な水準である。

決済や振替サービスによる手数料収益より預貸業務による収益を重視したわが国銀行業界では、CD・ATMによるネットワークを充実させたため、預金者は低コストで現金を入手でき、現金決済は高いウエイトを保っている。実際にCD・ATMの設置台数をみても他国の2倍近くであり、平均取引額も極めて高い(図表6)。各銀行毎にCD・ATMの設置が進

んだのみならず、1970年代からネットワーク化が進み、多くの金融機関がCDオンラインに参加したことに加え、1990年には都銀・地銀と信金・信組・農協・労金とのCD・ATMを結ぶMICSシステムが完成したことによりすべての民間金融機関のCD・ATM間での相互利用が可能となり、預金者にとり現金の入手可能性が高まった。さらに、わが国では、郵貯も全国オンライン化された。言い換えれば禁止的な振込手数料の設定と預金重視の金融界の戦略が、現金重視を生み出したと言える。

ただそこで注意を要することは、規制によりクレジット会社等の銀行以外のものが最終的な清算業務を行えないので銀行振替が重要なのか、それとも銀行がクレジット会社や他の潜在的な参入者より効率的に振替決済サービスを提供しているから重要なのかということである。

金融制度の改革を受けてイトーヨーカ堂は、傘下のセブンイレブン・ジャパンの店舗をベースにした個人向け決済専門銀行となることを目指し、参入を表明した（日本経済新聞、99,11,26）（図表7参照：イトーヨーカ堂グループの店舗数<sup>17)</sup>。またソニーのインターネットを利用した銀行業への参入を表明した（日本経済新聞、99,12,10）。これは、銀行の振替決済サービスが規制により守られていたために重要であった可能性を示唆している。イトーヨーカ堂の進出のねらいは小口取引に取り禁止的な水準にある振替手数料のレントにあると考えられるからである。

図表7 イトーヨーカ堂グループの店舗数（1999年8月末現在）

	店舗数
総合スーパー(イトーヨーカ堂等)	179
食品スーパー(ヨークベニマル等)	146
ディスカウントストア(ダイクマ等)	32
コンビニエンスストア(セブンイレブン等)	7,924
百貨店(ロビンソン等)	9
外食産業(デニーズ等)	980
専門店(メリーアン等)	74

(資料) 日本経済新聞、1999,11,26.

イギリスでは、既に、マークス・スペンサー等の百貨店やテスコ・セインズベリー等のスーパーマーケットが、クレジットカードの発行、消費者ローン、貯蓄口座の提供、ポイントカード等の多様なサービスを提供している。また、アメリカでも、百貨店業界の大手であるシアーズ・ローバック社が、クレジットカードの発行（ディスカバー・カード）、定期預金貯蓄口座、カード利用者に対する貸し越しと同様の信用を与える個人小切手を提供する他、金銭債権を購入し運用も行っている。この英米の例とイトーヨーカ堂の参入表明は、銀行業以外の流通産業が決済サービスを実際にも行えることを示すものである。

17) 平成9年の銀行持株会社等に関する銀行法の改正により、非金融業でも、あらかじめ金融再生委員会の許可を受け、当該会社又はその子会社による銀行の株式を取得するか、当該子会社による銀行免許の取得、あるいは、その他政令で定める取引又は行為により銀行を子会社とすることが可能となった（銀行法第52条の2第1項）。

## V 決済システムの安全性確保のあり方

支払決済手段は、最終的に現金と等価交換されるものであればよい。支払方法手段は、決済情報の処理・伝達を大量迅速に処理できるものであればよい。決済システムは大量の金銭債権債務関係を円滑に最終的に完了するものであればよい。サービスは一括して提供される必要は必ずしも無い。分割して提供されることも可能であり、その方が決済システムの安全性や効率性の面では優れている場合もあるからである。

本節では、これらの全部または一部を銀行に代替するもの、あるいはその可能性のあるものについてみる。

### (1) 決済システムの安全性確保と銀行の機能分離

取り付け騒ぎが起こるのは銀行資産が劣化する（あるいは人々がそう予想する）からである。またシステミック・リスクが起こるのは、銀行間で信用が供与されたり、ネット決済で時間的ラグが生じるからである。そうであるならば、決済システムの安全性確保という点からは、銀行資産の劣化を予防する、銀行間の信用供与を行わない、あるいはラグを生じさせないように決済をすればよいということになる。

銀行資産の劣化は資産を危険資産に運用するから起こるのである。100%安全資産に運用を限定すれば、この問題は回避できる。預金者の口座に決済資金を受け入れ、その資金を現金や短期国債で保有する限り、資産の劣化は起きない。また、資金繰りがショートすることも無い。銀行法の考えでいえば「為替」業務と安全資産の運用に、銀行機能を限定すれば目的は達成される。いわゆるナローバンクの考え方である。そしてこのナローバンクの機能は、後述するように、電子マネー等の形で銀行以外のものでも提供できるのである。

銀行間の信用供与の禁止は、他の金融機関と決済システムを遮断することで達成できる。言い換えれば、現存する銀行決済システムに加わらない組織が、情報伝達・処理の支払方法手段と債権債務関係を完了させる支払決済手段を提供すれば良いことになる。この組織が安全資産に資産運用を限定すれば、それはまたナローバンクである<sup>18)</sup>。この機能、組織は実は現に存在する。郵便為替、郵便振替である。その特徴は、郵便振替は民間銀行の決済システムと接続しないクロズドシステムで、かつ他の金融機関に一切信用を供与せず、またその資産は安全資産（国債）で運用されていることである。そのため、このシステムは取り付けやシステミック・リスクから遮断されている<sup>19)</sup>。

18) ナローバンクの類型については、翁 [1998]、前多 [1999] を参照。

19) 郵便為替は受験料の送付などの小口取引に使われる。郵便振替は通信販売などで使われる。郵便貯金に比べてその

ナローバンクや郵便振替は、II. (2)で述べた①～⑤の要件を満たしているか、あるいは満たしうるものである（安全資産の定義により、民間部門への信用供与である立て替え払いは行われないので、グロス決済である）。

また国債DVP（delivery versus payment：証券・資金の同時交換）は、国債取引という限られた分野であるが、預金保険の傘無しに、国債という安全な決済手段を提供している。預金保険の社会的コストが高ければ、国債DVPのようなシステムが拡充されるであろう<sup>20)</sup>。

これらについて、比較的最近の情報通信技術や金融技術革新により登場しつつあるものを中心に以下みてみることにしたい。その際、支払決済手段として finality を持つ資産、情報の伝達・処理としての支払方法手段、さらにそれらを統合した決済システムとしての機能に注目する。

## (2) 国債取引と銀行決済の代替

### (国債振替)

支払決済手段として社会的に承認された金融資産を用い、かつ取引制度が整備されシステムが構築されているものに国債取引がある。

ある金融資産が決済手段として多くの取引に受け入れられるには、その金融資産を用いた所有権移転の手続きが制度化されていることが必要である。わが国で必ずしも銀行を介在させることなく、所有権移転の手続きが制度化されて決済が行うことが可能になっている例としては国債取引がある。言うまでもなく国債は、その償還が確実であるので安全資産である。国債取引において、その証券の受渡し・決済は、入札参加者・振替決済制度参加者と証券保管振替機構の間で受寄が行われ、その事務はオンラインネットワークで行われ、決済は日銀ネットで行われている（図表8）。

国債登録制度、国債振替決済制度と日銀ネットの下では、証券保管振替機構が、その機構の参加者（およびその顧客）から証券の預託を受け、集中的に登録・保管し、預託者の振替指図があれば同機構内の口座間の振替によって権利の移転を行っている<sup>21)</sup>。

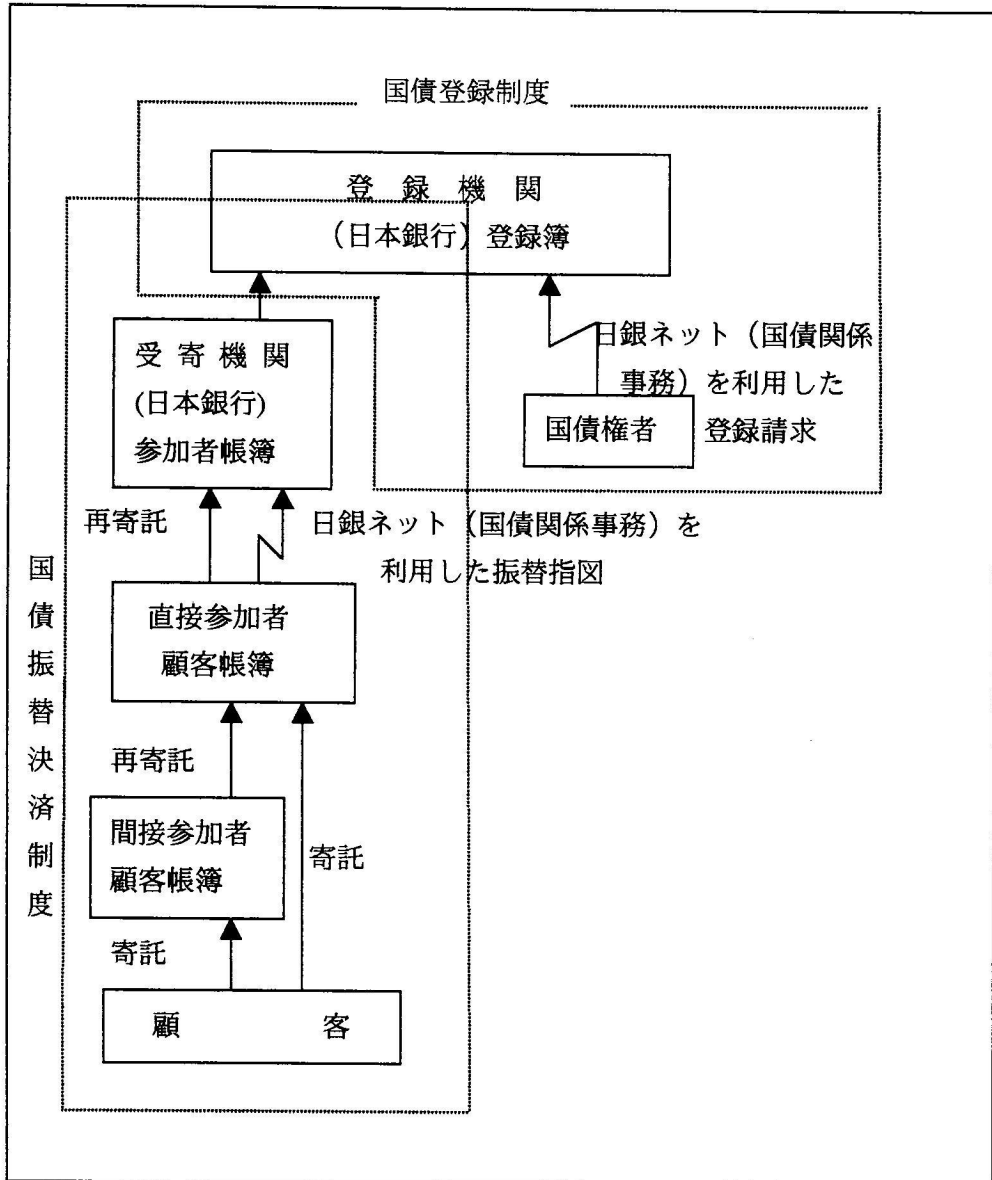
証券を先渡しすると、資金不足による口座引き落とし不能により債務不履行となるリスクが生じる。これについては、証券の最終的な受渡しが資金の最終的な振替より先行しないように、証券振替は取引1本毎に特定の資金振替とリンクさせ、証券・資金振替の処理のタイミングを証券口座と資金口座に未決済残高が発生していないことが確定した後に行うことにより削減している（日銀月報 [1997]）。

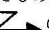
普及、知名度は低い。その最大の社会的意義は民間部門の決済システムが機能不全に陥ったとき、直ちに取り替わるといふ社会経済システムの安全確保にある。

20) 100%の担保を持つ電子マネーは、究極の代替手段となる可能性がある。

21) 実際は日本銀行がその業務を行っている。

図表8 国債登録制度と国債振替決済制度との関係および  
両制度と日銀ネット（国債関係事務）との関係



登録および振替制度の参加者（振替制度については「直接参加者のみ」）のうち、日銀ネット（国債関係事務）の利用について日本銀行の承認を受け、日本銀行と契約を結んだものが日銀ネット（国債関係事務）の参加者と登録請求および振替指図をオンラインで行うことができる（上図  の部分）。

（資料） 日本銀行『日本銀行月報』1997,11.

また、このような作業がオンラインネットワーク上で行われることにより、取引当事者は書類の物理的なやり取りをせず、ネットワークの端末に必要な情報を入力するのみで所定の決済日に証券の名義書換えと同時に資金を受取ることが可能となっている（これを国債DVPという）。

また、取引を公正に行うためには情報公開が前提となるが、証券取引制度により、最低限必要な情報開示を証券発行者に義務づけるとともに証券取引固有の不正取引禁止が行われている。また独占禁止法で不正な市場取引一般を取り締まり、公正取引維持策が制度として法制化されている。

なお、国債DVPシステムは、証券の未決済残高を認めないことで受渡・決済におけるシステミック・リスクを削減している。その点で新潟中央銀行の例にみられた銀行間のネット決済のリスクを軽減している。このために預金者などが、予期せぬリスクのために自分の保有する決済手段を他の安全資産にネットワークを利用して移そうとする場合、その受け皿となることでシステミック・リスクの波及・顕現化を抑制することになる。

国債決済制度の移転登録・振込口座振替におけるDVP決済状況は、振替件数、振替金額については増加しているものの、それらの取引に占めるDVP取引の割合は、振替金額では約50%、振替件数では約60%である。これは、サービス面においても、証券貸借サービスは提供されていない、あるいは利払い、配当、元本償還、源泉税還付等の取引等に関わるコストサービスは元利払いに関わるサービスのみ提供となっている等の制約が多いことによる。サービス提供の側面で改善の余地が大きいことを反映している<sup>22, 23)</sup>。

### （国債MMC）

国債MMCは、運用を現金と短期、長期の国債に限定するものである。その取引は1円から可能である。これは資産と受益証券が1対1に対応している。かつ安全資産に運用が限定されているので、銀行預金のような取り付けの可能性が無い。1円から取引可能であることから、国債DVPに比べて分割可能性にも優れている。このように国債MMCは支払決済手段としては十分に利用可能である。これが支払決済手段として認められていないのは、いわゆる業態間の利害調整、銀行業界の既得権益の保護のために過ぎない。いわば国債MMCは投資信託型のナローバンクとして機能するものであり、今後の規制廃止が望まれる。

22) 他の証券決済システムとリンクしていないという問題もある。

23) 証券を支払決済手段という観点から捉える場合、資金や証券を効率的に交換できるマーケットとその整備が必要である。また、現段階では証券には、現金のような一般受容性はない他、分割性も低く、支払い決済手段に必要な交換機能に制約があるという点には留意が必要である。



### (3) 支払決済手段の代替としての電子マネー

少額取引における支払決済手段として試験的に使われているものに電子マネーがある（なお電子マネーは原理的には、その取引額は無制限である）<sup>24)</sup>。電子マネーを利用するには、電子マネーの発行主体に、現金と引き換えにICカードにその同額を書き込んでもらうか、あるいは、銀行のATMを利用し、自分の口座から直接必要な額をICカードに引き落とすことによって、現金、預金等に変換できる権利を表す電子情報（価値）を入手することが必要となる<sup>25)</sup>。すなわち金銭債権債務関係を完了させる finality は現金、または預金で担保される（準備が100%現金、安全資産で積まれればナローバンクと同一の機能を果たす）。支払の情報伝達・処理はの中で電子的に処理されるものである。

電子マネーの支払完了性は、電子情報を入手した利用者が、その入手した情報（価値）を取引先に何らかの電子的な方法によって引き渡す（移転する）ことにより得られる。一方、取引先はその価値を電子マネーの発行主体に提示することにより、現金、預金等を手に入れることができる（日銀月報 [1995]）<sup>26)</sup>。このように電子マネーは、準備を持つことにより支払の情報伝達・処理から支払決済手段の提供、さらに取引を網羅する情報システムの整備により、銀行の決済機能に代替する可能性を持つものである。

電子マネーの流通形態には、Mondex カードのようにオープン・ループ型、Visa カードのようなクローズド・ループ型とがあり、前者の場合には、カードの保有者間で価値のやり取りが自由に行え、価値の移転も匿名性で行える。その点で現金と異なるところはない。また、偽造、不正な利用については、高度な暗号技術、不正な読み出し、書き換えを困難にするICカード内情報の物理的安全性の向上を図ることにより、補助貨幣などに劣らない安全性の高い支払決済手段を提供している。さらに、ICチップの大容量化、低価格化の実現は、利用者にとっての現金の取り扱い持ち運びにともなうハンドリングのコスト削減を可能にしたと言えよう。

他方、クローズド・ループ型の場合には、第三者への価値の流通を認めないものである。そこで当事者間の決済を完了させるものである。

電子マネーが、原理的にはその取引額は無制限であるにもかかわらず、少額取引の決済にとどまっているのは、この技術的側面の他に、新しいものであるだけに法律的な問題の整備（判例の積み重ね）が十分でないことによる。しかし技術的な問題は急速に解決しつつあり、

24) たとえば、1999年7月における日本での電子マネーの実験としては、郵政省による大宮実験（利用者目標、7万人）、スーパーキャッシュ協議会（NTTグループ主導）による新宿実験（10万人）、スーパー・カード・ソサエティ（ビザ主導）による渋谷実験（10万人）、スマート・コマース・ジャパン（ビザ主導）による神戸実験（10万人）があげられる（日本経済新聞、1999,7,25.）

25) ICカードの価値の残高が減少した場合には、同じ方法により、何度でも充填できる。

26) 電子マネーは利子が付かないという点では決済性預金の当座預金と同じである。

その取引額が無制限であることから決済性預金、銀行振替に替わる可能性を有している。

#### (4) 電子商取引

最近では、電子マネーあるいは VISA キャッシュのようなクレジットカード（取引情報を伝える）、電子決済を行うクリアリング機関、オープンなネットワークとを組み合わせた電子商取引（Electronic Commerce、以下 E C）によっても高速・低廉・正確な決済が可能となっている。

この方法では、大量の決済取引データのみならず非継続的な小口の取引も含めた電子データ交換（Electronic Data Interchange、以下 E D I）・処理を、インターネットのようなオープンなネットワークにより行う。既存のネットワークを利用するため、固定設置費用を最小限にとどめることができる他、ワークステーションの普及、光ファイバーネットワークの拡大により大量のデータが高速で伝送することも可能となり、迅速で低コストな決済方法として企業間の商取引に利用できる。これは原理的には、企業間の巨額取引にも個人の少額取引にも利用可能なものであるだけでなく、銀行制度を全く介さずに行うことができる。その意味で銀行による決済サービス、決済手段に代替するものである（岩村 [1999]）。

外国との取引ではいわゆる為銀主義が廃止され、外国為替業務が自由化されたので、企業は電子商取引を容易に行うことが可能となった。為替手数料を負担せずにすむ等のメリットがあり、実用化が進んでいる。言い換えれば電子商取引は国内決済のみならず国際決済まで、銀行決済に代替できるのである。

電子商取引でのポイントは取引の安全性の確保にある。オープンネットワークでは、取引の安全性確保は、個々の取引き単位毎に行われる<sup>27)</sup>。たとえば、取引に必要な認証（否認防止、相手方確認、完全性確認）は、暗号技術を用いてデータに特徴を付与し、認証を確保している。具体的には、データ（平文）をデータの送信人が自分しか知らない鍵（秘密鍵）で変形し、送信人は、その変形結果（電子署名）と平文を2つのデータとしてあわせて受取人に送付する。受取人は、送信人が広く公開している公開鍵によって、電子署名を元に戻し、その結果を平文と照合し、確認を行う（確認作業（検証））。技術的には既に相当高度の段階に達し実用に供されるに至っている。

この方法は、銀行による決済システムではネットの提供者がシステム全体のセキュリティを確保することによってシステム全体の安全性を高めているのとは、著しく異なるものである。

---

27) 銀行の決済システムはクローズド型である。

### (5) 銀行の決済機能の分解と支払方法手段、支払決済手段の提供

電子マネーや電子商取引が銀行の決済機能を全部代替する可能性があり、かつ最近登場したものであるのに対し、比較的利用実績があり、銀行の決済機能を分解しサービスの一部を代替しているものにクレジットカードとプリペイドカードがある。

#### (支払方法手段の提供とクレジットカード)

支払方法手段の供給は、必ずしも金融資産の提供主体によって行われる必要はない。実際にも決済にかかわる情報の伝達・処理サービスは、クレジットカード会社によっても提供されている。

クレジットカード決済では、カード利用者が加盟店で商品等を購入することによって発生した債務代金支払いを、カード会社が加盟店へ支払った後（債務者からの支払指図）、カード利用者がカード会社に対して支払う（金銭債権債務関係の完了）仕組みとなっている。支払完了性は預金で担保されている。

この仕組みの下では、カード利用者は、その支払に関して完済額までの金額を原則として任意に設定できる。完済額と実際の支払い額の差がクレジット会社による与信の提供となる。利用者はこのローンに対し利子を支払うことになる（リボルビング式信用）。これは銀行の総合口座サービスに先駆けて行われただけでなく、ネットでの信用の供与という点で、サービス範囲は更に広がっている。

クレジットカードによる金融サービスの提供の特徴は、銀行のように金融仲介サービスを提供するために決済サービスを副次的に利用するのではなく、決済サービスを補完するために金融仲介サービスを提供していることにある（木下 [1999]）。

#### (小口の支払決済手段としてのプリペイドカード)

小口で安全な支払決済手段としては、プリペイドカードがある。プリペイドカードには、自家発行型と第三者発行型とがある。代金支払方法については、前者の場合、利用者がカードを販売者から購入した時点で販売者と利用者との間で合意がなされる。それに対し、後者の場合は、カード発行者と加盟店による加盟店契約の締結とカードの利用者の将来加盟店に対する委託によって決められる。すなわち、カード発行者と加盟店は、カード利用者が将来加盟店に対して負担する債務をカード発行者が引き受ける内容の契約を締結し、他方、カードの利用者はそのような契約の存在するカードを購入することによって、将来加盟店に対して負担する自己の債務の引受けを発行会社に委託しているとされている（古市 [1995]）。いずれの形態でも支払完了性は、カードを利用した時点で即座に債務を消滅することによって

得られている。

このように実際の取引当事者にとって取引が有効ならば、金融業以外の企業、組織でも金融サービスを提供できる。また、プリペイドカードは、流通サービスを行うことによって生産された情報が、金融取引における情報処理サービスの提供に利用されることによって、流通サービスと金融サービスとの結合生産物を生み出した一例であるという事実は、従来の金融サービスの分解・再結合という形での新しいサービスが出現しつつあること、あるいは新しいサービスを提供する専門的ノウハウをもった組織が形成されつつあることを示すものであると言えよう。(木下 [1999])<sup>28)</sup>。

## VI. 決済システムの安全性と銀行以外のものの役割～おわりにかえて

### (1) 銀行以外のものの役割

銀行が特別視される根拠は、銀行のみに金融仲介と一貫した決済機能を併せ持たせるという規制にあった。この規制により現状では、銀行が決済の主要な部分を担っている。その民間銀行の決済システムは、理論的可能性として、取り付け、あるいは取り付け騒ぎを内包している。このため、銀行には特別な規制と保護と救済措置が取られてきた。しかしその規制と保護は小口取引には禁止的とも言える高い振込手数料を要求するなど、必ずしも効率的であったとは言えない。また90年代後半の破綻の経験は、預貸業務と決済業務を併せ行う現在の銀行部門の決済システムに対する安全性への危惧と社会的コストの大きさを示した。

われわれが守るべき機能は「決済システムの安全性」である。それは、資産を劣化させないこと、リスクを波及させないことで保たれることをみてきた。「金融仲介」切り離し、安全資産への運用と決済に業務を限定するならば、決済システムの安全性は保たれる<sup>29)</sup>。

情報通信技術の革新や金融技術の革新により、銀行を介在させない決済システムの構築が国債DVPに現にみられ、しかもそれは「システミック・リスク」に関しては、銀行決済システムよりも強靱であることをみた。さらに、電子マネー、電子商取引は銀行の決済システムに代替しうることをみてきた。電子マネーは100%準備を持てば、純粋のナローバンクとしてシステミック・リスクと遮断されるというメリットを持っている。言い換えれば、我々は決済サービスについて、「銀行以外のもの」も供給できること、また、それらは同様のサービスをより有利に提供できる可能性をももつことを明らかにした。決済システムは経済取引の基盤である。従来型の銀行に担われるその基盤は理論的に崩壊する可能性があり、実際にも

28) イトーヨーカ堂の銀行進出は、その具体例と捉えることができる。

29) ナローバンクと従来の銀行システムの効率性の比較については前多 [2000] 参照。

リスクが顕在化した経験を持つ我々からすれば、銀行以外のバイパスあるいはそれに替わる複数のシステムを持つことが好ましい。これが我々の第一の結論である。

## (2) 複数システムの発展のために

国債DVPは限られた範囲で使われているにすぎず、電子マネー、電子商取引は未だ余り普及していない。国債MMCは規制により決済には使われていない。しかし複数の決済システムが、経済取引の基盤として望ましいとするならば、これらを拡充することが望ましい。

電子商取引等の普及には、技術的標準化問題と法律的风险を解決する必要がある。わが国でも1995年12月に通商産業省により「電子商取引実証推進協議会」が発足し、標準化の動きが進み出しているものの(新谷 [1996])、電子取引が新しいものであるだけに、情報セキュリティ技術、暗号技術の標準化は未だ達成されてはいない。いわばシステムが違えば取引は行えない状況にある。

法的不確実性というリスクに関しては、たとえば認証の例があげられるが、このような法律的不確実性は、新しいサービスの登場には常につきまとうものである(過去あるいは現在において存在しないものに、法的な手当があらかじめ行われるなどは、むしろ希有な例外に属する)<sup>30)</sup>。銀行取引を考えても、それは成文法に支えられたと言うよりは膨大な実務と判例の蓄積の上に発展してきたものである。現代社会における取引の高度化を考えるならば、法律的なリスクは余り過大視する必要は無いとも言える。

新しいシステムの下で守るに値する金融システムの機能は、決済取引の安全性確保である。電子マネーにみられるように、その機能を十分に果たすためには、情報セキュリティにおける国際的な技術の標準化が求められる。また、プロパティの獲得を通じて、創業者の利益を保護し、創意工夫のインセンティブを与えることにより、暗号技術等の水準を高めるとともにその技術が新しいサービスに結びついていくことが政策的に望まれる。これが我々の第二の結論である。

決済システムの安定性という観点から求められる対策は、資産の劣化を防ぐために、その資産運用を安全資産に限定することである。これにより決済システムの安定性は確保できる。言い換えれば、新しく決済サービスを提供しようとする者に対する規制は、この一点に限定されるべきである。預貸と決済を併せ行う銀行に対する現行の規制を適用する根拠はない。それぞれのサービスに即したルールが確立されるべきである。これが我々の第三の結論である。

金融システムの安定、決済機能の保護という名の下に、わが国は90年代多大の負担を旧来の銀行のために行った。その負担は未だ終わりそうにもない。それが守るべく「決済機能の

30) 電子商取引の認証における法的不確実性については信森 [1998] 参照。

安全性」確保のためのコストというならば、規制により守られた単線ではなく、多くの参入と競争により、革新による効率化と複線システムの採用による安全性の確保の方が社会的コストは少なくてすむように思われる。この社会的コストとベネフィットの試算は、我々に残された大きな課題である。

我々は中央銀行が存在し、国が法律等の社会システムを担保する国内取引についてみてきた。中央銀行が存在せず、また強制的な執行力を持つ単一国家が存在するわけではない国際間の決済についてはここでは取り上げていない。この分野で「銀行以外のもの」がどのような役割を果たし得るのかは、残されたもう一つの課題である。

## 参考文献

- 新谷文夫「動き出した日本のエレクトロニック・コマース(1)」、Japan Research Review, vol. 6. No. 2. 1996.
- 石田和彦「銀行間決済サービスの価格と決済の最適化」『金融研究』第11巻第4号1992年.
- 池尾和人「現代の金融入門」ちくま新書、1996年.
- 池尾和人「情報技術革新と銀行機能の再編成」『金融研究』第10巻第3号1991年.
- 池尾和人『銀行リスクと規制の経済学』東洋経済新報社、1990年.
- 伊藤隆敏『消費者重視の経済学』日本経済新聞社、1992年.
- 岩村 充「電子マネーと経済社会」『フィナンシャル・レビュー』第50号1999年.
- 岩村 充「金融システム活性化のために」『金融研究』第14巻第1号1995年.
- 翁 百合『情報開示と日本の金融システム』東洋経済新報社、1998年.
- 翁 百合「預金の機能と銀行業」、Japan Research Review, vol. 5. No. 7. 1995.
- Cargill, T. F (1989), "CAMEL Ratings and the CD Market", Journal of Financial Services Research, no.3, pp. 347-358.
- 木下信行「情報通信技術の革新と金融システムの進化」『フィナンシャル・レビュー』第50号1999年.
- 鹿野嘉明「委託研究からみた藩札の流通実態」『金融研究』第15巻第5号1996年.
- 関口益照「情報技術の進歩と金融システムへの応用」『金融研究』第10巻第3号1991年.
- Diamond, W. D. and P. H. Dyving, 1983, "Bank Runs, deposit Insurance, and Liquidity," Journal of Political Economy, 91, 401-419.
- ドゥワトリボン、M/ティロール、J .北村行伸/渡辺努『銀行規制の新潮流』東洋経済新報社、1996年.
- 日本銀行「日本銀行金融ネットワークシステム（国債関係事務）についてのディスクロージャー」『日本銀行月報』1997年11月.
- 日本銀行「資料 決済システムを巡る海外の動き」『日本銀行月報』1995年10月.
- 日本銀行金融研究所『わが国の金融制度』日本銀行金融研究所、1995年4月.

- 日本銀行金融研究所『わが国の金融制度』日本銀行金融研究所、1986年4月。
- 日本銀行「決済システムの課題と展望」『日本銀行月報』1992年5月。
- 信森毅博「認証と電子署名に関する法的問題」IMES Discussion Paper No. 98-J-6.
- 桧垣紀雄「藩札の果たした役割と問題点」『金融研究』第8号第1号1988年。
- 古市峰子「現金、金銭に関する法的一考察」『金融研究』第14巻第4号1995年。
- 前多康男「狭義銀行制度の効率性について」『日本の金融と政策』日本評論社、2000年。
- 前多康男「情報技術革新と狭義銀行制度」IMES Discussion Paper No. 99-J-32.
- 松浦克己「銀行の規制体系—金融システムの安定政策、モラル・ハザード、市場の規律」橘木俊詔・松浦克己編『日本の金融：市場と組織』日本評論社、1994年。
- 蠟山昌一「金融危機はどうなるか」『日本経済のこれから』有斐閣、1997年。
- 蠟山昌一『金融自由化』日本経済新聞社、1989年。